



# 司法支援建築会議会報

AIJ Council for Judicial Support

NO.01  
2001.5

## 発刊のことば

社団法人 日本建築学会会長  
芝浦工業大学教授 **岡田恒男**



社会が成熟しシステムが複雑化すればするほど、紛争、訴訟が増加する傾向が見られるのは現代社会の宿命なのかも知れない。

しかしながら、建築界に身をおくものにとって、建築訴訟が医療訴訟に次いで多いことを知らされるのは耐えがたいことでもある。最高裁判所から日本建築学会に建築紛争・訴訟の早期解決のための協力を要請された時、このような思いを抱いたのは一人私だけではなかったように思う。担当いただいた平山善吉、仙田満両副会長のご努力、理事会、会員のご理解、事務局の支援などにより思いのほか早く司法支援建築会議を立ち上げることができ、各支部のご協力により登録会員も180名の多きに達した。

支援会議の第一の任務は、裁判所の要請に応じて調停委員、鑑定人の候補者を推薦し建築裁判の早期解決を専門家のサイドから支援することであるが、同時に種々の訴訟、裁判の事例を調査・分析し、これらを会員ならびに一般に広く公開することにより将来の建築紛争、訴訟の再発を出来る限り減少させることにあると考える。

このような意味において、司法支援建築会議会報第1号の発刊にこぎつけることが出来たことは誠に喜ばしいかぎりである。関係者のご努力を多とすると同時に、このような活動が、「信頼される建築界の構築を目指して」を旗印とする日本建築学会の社会貢献に資することを願っている。

## 司法支援建築会議会報 発刊によせて

最高裁判所事務総局民事局長 **千葉勝美**



この度は、司法支援建築会議会報が創刊される由、謹んでお祝い申し上げます。

科学技術の革新や社会経済の流動化・国際化等に伴い、我々司法に携わる者には、英知を結集して新しい価値秩序を確立していくことが求められており、現在、司法制度改革審議会において、21世紀における司法制度の在るべき姿が検討されているところです。建築紛争は、司法制度改革審議会の中間報告でもその解決に専門的知識経験を要する事件のひとつとして位置づけられ、専門家の紛争解決手続への関与を確保し、充実した審理と迅速な手続をもって対処することが現代の民事司法の重要かつ喫緊の課題であるとされています。裁判所においても、建築紛争が訴訟として持ち込まれる例が全国的に増えつつあり、その内容も多種多様なものとなっているという実情を踏まえ、同様の問題意識から専門家団体との連携の途を模索していたところであり、その一環として、社団法人日本建築学会に対して裁判所に対する支援を要請いたしました次第です。

今般、日本建築学会におかれては、私どもの要請の趣旨を御理解いただき、司法支援建築会議を設置され、鑑定人・調停委員候補者の推薦等を通じて建築関係事件の円滑・迅速な審理を支援していただくとともに、建築関係事件の調査分析とその成果を学会等に還元する環境を整備されました。このことは、裁判所による建築紛争の解決に資するというにとどまらず、社会公共の利益にも大いに貢献することになるものと思われまます。

また、このように重要な役割を担う司法支援建築会議の活動内容等が掲載される本会報は、建築関係の専門家の方々はもちろん、裁判実務に携わる者にとりまして、極めて有意義な資料になるものと確信しております。

以上、司法支援建築会議会報の創刊に当たり、今後の同会議の御活躍に大いに期待を抱きつつ、ひとことお祝いの言葉を申し上げ、筆を置きたいと思っております。

## 「司法支援建築会議」の設置について

司法支援建築会議運営委員会委員長 平山善吉  
日本大学教授



社会環境や経済環境の変化に伴って、建築紛争は今後ますます増大することが予想されます。特に、建築基準法の改正、あるいは住宅の品質管理の促進等に関する法律の制定など、設計者及び技術者は自己責任が求められる時代となって参りました。

このような情勢により本会では、最高裁判所からの要請に基づき、司法支援活動の可能性について意見交換を続けて参りました。

建築紛争は我が国の建築学が広範囲の領域に及ぶように、紛争の対象も多岐にわたっております。一方、当事者およびその代理人や裁判官には専門知識が十分でなく、審理の複雑化・長期化は避けられない現状にあります。

従って円滑・迅速な審理のためには、専門家の参加による調停制度を活用しての解決や、裁判官の判断に寄与する適正な鑑定制度の必要性が指摘されて参りました。

また、設計者・技術者にとりまして、紛争を防止するため、施主に対する説明責任を果たすことを通じて業務の透明性を高め、紛争事例に学ぶ必要があります。また不幸にして紛争当事者になった場合にも、円滑・迅速な解決のための必要な法的知識を備えておくことが重要です。

そこで、今般本会内に「司法支援建築会議」を組織し、本会が保持する厳正中立的な立場から、調停制度や鑑定制度に支援・協力するとともに、建築紛争の調査結果とその成果の公表を通じて会員はもとより、公共の利益に貢献することと致しました。

具体的には、司法支援建築会議に運営委員会を設け、その中に次のような部会を設けました。

1. 支援部会（調停委員・鑑定人の派遣と支援）
2. 調査研究部会（紛争事例の調査・分析と設計・施工への反映）
3. 教育・普及部会（会報の発行と市民・実務者を対象とする講演会、シンポジウム、報告会の開催及び調停委員・鑑定人候補者の育成）
4. 交流部会（司法当局・他団体との情報交換及び交流）

これらの活動の一環として教育・普及部会の編集により、この度会報の発刊をみる事が出来ました。この会報が司法支援建築会議の皆様はもとより、本会議に携わる多くの方々への情報の伝達と、本会議の健全なる発展に役立てばこの上ない喜びです。

## 第1回講演会 「建築紛争の現状と課題」の概要

三友エンジニアリング専務取締役 柿崎 正義

日本建築学会は、設計や建築工事などを巡る訴訟で裁判所と連携して迅速化を図るために同学会内部に「司法支援建築会議」の新組織を2000年6月1日に設置した。

それは、政府の司法制度改革論議の中で浮上している「専門参審制度」とも関連して、調停や鑑定を通じて得た紛争事例を調査・分析し、設計や施工の現場に反映させることで、建築紛争の予防に役立てることである。

そこで、2000年12月1日には「司法支援建築会議」の構想と建築界と法曹界の役割とその内容についての講演会が全支部からの参加者を得て行われた。その概要は次に示すとおりである。

1. 会場：建築会館ホール
2. 参加者：280名
3. 挨拶：岡田恒男（日本建築学会会長）

「司法支援建築会議」を設置した趣旨説明を含めた挨拶が行われた。

4. 司法支援建築会議の構想：平山善吉（運営委員会委員長）

設立目的をはじめ、運営委員会の4本柱である支援部会、調査研究部会、教育・普及部会、交流部会の事業内容と組織概要について説明が行われた。

5. 建築紛争の現状と課題：齋藤 隆（東京地方裁判所判事，民事49部）

民事裁判制度の概説から建築紛争の解決方法の事例と終局事由、建築瑕疵紛争事件の事象と審議期間などについて説明が行われた。

6. 建築紛争調停の実情：田中信義（東京地方裁判所判事，民事22部）

紛争調停の解決方法と責任範囲・手続き、建築事件処理の実情と処理のフローなどについて説明が行われた。

講演会後にはアンケート調査が行われ、約120名の会員からご意見と要望があった。その詳細については、次項の「第1回講演会でのアンケート結果」を参照して頂きたい。

# 第1回講演会の アンケート結果

日本大学教授 関澤 勝一  
日本大学講師 宇於崎勝也

2000年12月1日、建築会館ホールにおいて司法支援建築会議第1回講演会が開催された。当日参加者に対してアンケート調査を実施し今後の活動に参考とすることとした。

アンケートは「1. 司法支援に関する日本建築学会・司法支援建築会議の取り組みへの意見・要望について 日本建築学会に対して、日本建築学会司法支援建築会議に対して」と「2. 建築紛争に関する講演会にどのようなテーマを希望しますか(第2回講演会の際の参考とさせていただきます)」の3点について自由回答形式で求めた。アンケートによって得られた意見を以下にまとめるが、「1. 学会に対して、司法支援建築会議に対して」では重複する回答が多く寄せられたためひとつにまとめ、意見・要望の対象によって分類して示した。また、講演会テーマについては具体的・詳細なものも提案されたが司法支援建築会議が主催する講演会を想定して箇条書きで整理した。なお、表現はアンケート原文によった。

## 【意見・要望】

### 日本建築学会の役割

- ・問題が起きたのち対応するのではなく、問題が起きる社会的背景を明らかにし、学会の知識が社会還元し、国民の生活に反映
- ・法律(建築基準法や都市計画法)に関する問題点を国民や役人・立法院に対して積極的に発言・提言
- ・専門用語の理解を助ける「かみくだいた内容」のパンフレットやビデオの作成

### 司法の役割

- ・裁判所の鑑定人の常識と学会の常識とのギャップを縮める(例えば建築費と許容瑕疵の関連など)
- ・長年にわたり建築紛争を続けると、当事者の精神異常や離婚等を惹起させる可能性のあることを理解

### 行政の役割

- ・行政担当者による活動の場の模索

### 司法支援建築会議の課題

- ・鑑定人や調停委員の派遣窓口の設置
- ・公正中立的な調停委員の推薦方法
- ・鑑定人や調停委員に推薦・選定された者に対する

## 評価方法

- ・鑑定人の研修会の開催
- ・業界内の問題企業に対するペナルティの提案とその公開方法
- ・紛争関係図書 of 発行
- ・紛争を未然に防ぐとともに、支払能力を保証する保険についての議論  
講演会の開催
- ・講演会の定期的な実施
- ・講演会記録の公開(国民に建築関係の法律をわかりやすく解説し、理解してもらう努力)
- ・マンション問題についての議論(規模(大・中・小・高層)、場所(地方・都心)、築年数(古・新)別)紛争事例の公開
- ・建築関連の紛争の判決、調停の事例(実例)のデータベースの作成
- ・実際の調停に関する調停委員の経験の事例集作成
- ・建築雑誌などによるタイムリーな紹介
- ・判例や訴訟の傾向とその分析結果の公表
- ・軽微な瑕疵に対する紛争は無益であることを知らせるため明確な結論を出す  
建設工事の向上
- ・紛争のない建設工事を目指し職種ごとの施工結果に対する施工ミス・設計ミスのデータベース作成
- ・品確法の施行により紛争の増加が懸念されるため、技術規準の早期作成
- ・性能設計に対応した規準書や仕様書が司法支援の裏付けとなるような整備
- ・規準書や仕様書に補修・補強方法も加え、リフォームに関する紛争に備える  
他機関との協力
- ・四会建会約款について紛争がおきやすい部分の解説
- ・日弁連の「欠陥住宅110番」との共催  
その他
- ・建築雑誌1999年4月号「建築と裁判」は大変良いテーマであった。
- ・運営委員会委員で法律・建築紛争について専門ではない方には、率先した意識改革(実感・イメージ)

## 【講演会テーマ】

### 紛争の発生

- ・事例(実例)にもとづく考え方や対応方法
- ・欠陥住宅の現状
- ・マンションの建替え、大規模修繕などの紛争解決の事例(施工(業者)、設計監理、管理組合(住民のわがまま))

- ・日影紛争の事例と行政の役割
- ・建設工事の際の近隣紛争とその対処
- ・近隣紛争，日照権，迷惑料の是非（日影の価格や迷惑料の要求）
- ・品確法による紛争
- ・性能表示による紛争
- ・設計図書に記入すべきこと
- ・景観紛争
- ・地下室に関する紛争
- ・建築物単体のみでなく開発行為など大規模な事例
- ・裁判・調停に至らない小規模紛争の実態
- ・行政庁相手の紛争
- ・国際化に向けての海外事例
- ・工事中工前の家屋調査の必要性（現在，実被害は施工者負担）  
責任の所在
- ・建築工事の施主・設計者・施工者・監理者の責任の境界（施主が迷惑しないための防御策）
- ・性能規定，仕様規定と設計者，施工者の責任範囲と限界
- ・品確法と学会仕様
- ・シックハウスに関するトラブル  
司法
- ・事例にもとづく具体的な判例（瑕疵紛争，瑕疵判断の解説）
- ・陪審制と建築争点（事実認定）とのリンク
- ・刑事の事例
- ・建築基準法と民法の関係
- ・マンションの区分所有法
- ・費用（裁判，弁護士，その他）  
鑑定人と調停委員
- ・鑑定人の裁判における体験例
- ・調停例の実例報告
- ・瑕疵の有無 程度の調査方法，判定基準の明確化
- ・調査報告書，鑑定書の作成と留意点  
日本建築学会の役割
- ・技術的なアプローチによる紛争の事例分析
- ・事例と技術的な課題に対する学会各委員会の活動

## 2001年度大会(関東)司法支援部門パネルディスカッション 建築紛争は減らせるのか

—— 司法支援建築会議の役割 ——

### 開催のお知らせ

日 時：2001年9月18日(火) 13:30～17:00

会 場：建築会館ホール

申込み：定員300名（当日先着順）

建築基準法の改正，住宅の品質確保の促進等に関する法律が制定されたほか，工事請負，建設業務委託，監理業務委託などの契約約款が整備されつつあり，設計者・技術者は自己責任の時代へ向けて大きく発想を転換していく必要がある。

そこで，増大傾向にある建築紛争問題の重要性について理解を得るとともに本会「司法支援建築会議」の役割について考える。

司 会：大森 文彦（大森法律事務所長）

副司会：関澤 勝一（日本大学教授）

記 録：桑原 淳司（日本大学助教授）

宇於崎勝也（日本大学講師）

1. 挨拶 会長

2. 主旨説明

平山 善吉（司法支援運営委員会委員長）

3. 共通テーマ

(1) 訴訟，調停，仲裁について

(2) 設計と施工の瑕疵をめぐる争い・工学的限界について

(3) 鑑定制度について

(4) その他

4. パネリスト

・裁判所（判事）から

田中 信義（東京地方裁判所判事）

・建築専門家から

計画・構法 内田 祥哉（東京大学名誉教授）

構造 山口 昭一（東京建築研究所取締役社長）

環境 安岡 正人（東京理科大学教授）

・調停委員・鑑定人から

松本 光平（明海大学教授）

5. まとめ

関澤 勝一（日本大学教授）

柿崎 正義（三友エンジニアリング専務取締役）

#### 【編集】

司法支援建築会議運営委員会教育・普及部会

部会長 関澤 勝一

委 員 宇於崎勝也 柿崎 正義 桑原 淳司

【表紙デザイン】 桑原 淳司

#### 【発行所】

〒108-8414 東京都港区芝5-26-20

社団法人 日本建築学会 司法支援建築会議

【発行人】 岡田 恒男

Tel 03-3456-2051 Fax 03-3456-2058

http://www.aij.or.jp/aijhomej.htm E-mail:shiho@aij.or.jp